

データ資料33 「水質汚濁防止法」等に基づく市町村別特定事業場数
(平成31年3月末現在)

保健所	市町村	水質汚濁防止法に基づくもの		瀬戸内法の適用を受けるもの	
		総 数	うち規制対象事業場数	総 数	うち規制対象事業場数
京 都 市		838	83	19	17
乙 訓	向 日 市	46	9	2	1
	長 岡 京 市	69	16	6	6
	大 山 崎 町	13	2	1	1
山城北	宇 治 市	241	43	37	33
	城 陽 市	103	17	10	10
	八 幡 市	79	12	4	4
	京 田 辺 市	61	15	2	2
	久 御 山 町	91	13	5	4
	井 手 町	31	3	2	2
	宇 治 田 原 町	35	12	2	2
	山城南	木 津 川 市	89	12	3
	笠 置 町	12	2	1	1
	和 束 町	14	2	1	1
	精 華 町	33	12	0	0
	南 山 城 村	12	2	2	2
南 丹	亀 岡 市	255	39	12	11
	南 丹 市	357	47	8	8
	京 丹 波 町	136	34	0	0
中丹西	福 知 山 市	273	70	0	0
中丹東	舞 鶴 市	384	44	0	0
	綾 部 市	208	41	0	0
丹 後	宮 津 市	298	23	0	0
	京 丹 後 市	682	67	0	0
	伊 根 町	71	5	0	0
	与 謝 野 町	91	12	0	0
小 計		3,684	554	98	91
合 計		4,522	637	117	108